

# 社会福祉法人北名古屋市社会福祉協議会専決規程

(趣旨)

**第1条** この規程は、社会福祉法人北名古屋市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第29条に定める日常の業務として理事会が定めるものについて、必要な事項を定めるものとする。

(日常の業務)

**第2条** 会長が専決できる日常の業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 職員の日常の労務管理、福利厚生に関すること。
- (2) 債権の免除、効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- (3) 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの。
- (4) 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの。
  - ア 日常的に消費する消耗品等の日々の購入
  - イ 施設整備の保管管理、物品の修理等
  - ウ 緊急を要する物品の購入等
- (5) 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- (6) 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄。ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。
- (7) 予算上の予備費の支出
- (8) 寄附金の受入れに関する決定。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- (9) 規程等の改正のうち、様式の改正及び定款変更に伴う条番号の改正等の軽微なもの。

(委任)

**第3条** この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

**附 則**

この規程は、平成18年3月20日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成18年7月26日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成29年9月26日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成29年12月14日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和2年4月30日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和6年4月1日から施行する。